

特別演習・民法Ⅱ

科目ナンバリング CIL-402
選択 2単位

中田 好泰

1. 授業の概要(ねらい)

この授業は、民法各分野の知識を基礎にして教科書の設問を検討することにより、具体的な事例の分析能力を高め、公務員試験などの各種資格試験に対応できる力を養うことを目的としています。

分野としては民法の物権法・担保物権法を取り上げ、基礎的な知識や思考の流れを板書して理解を深めていきます。また、設問の検討を進めて行く中で、実際の民事裁判の在り方や弁護士の実務活動の様相についても適宜言及していきます。

2. 授業の到達目標

知識の整理と確認を行って公務員試験などの各種資格試験に対応できる能力を養う。
具体的な事例に対して条文や原理原則を当てはめて分析・解決する能力を身に付ける。

3. 成績評価の方法および基準

定期試験(100パーセント)で判断します。
試験の形式は、①正誤問題(4問)、②簡潔な事例問題(1問)を出題しています。
正誤問題では知識の正確性を確認し、事例問題では事例の分析能力を問うことを主眼としています。
なお、試験に際しては、教科書・ノート・六法・電子辞書などの持込みを許可しています。

4. 教科書・参考文献

教科書

千葉恵美子・潮見佳男・片山直也編 Law Practice民法Ⅰ【総則・物権編】(第4版) 商事法務

参考文献

潮見佳男・道垣内弘人編 民法判例百選Ⅰ 総則・物権(第8版)(2018) 有斐閣

5. 準備学習の内容

教科書ではテーマとなる設問が各項目ごとに記載されています。この設問は実際の裁判例をモデルとして作成されており、その中で生じる現実のトラブルを感じ取る上で非常に有益です。

そこで、この設問を読み込んで授業に出席していただきたいと思います。民法の実力の1つに事例分析能力が挙げられますが、教科書の設問の読み込みはこの事例分析能力の向上に最適といえるからです。

6. その他履修上の注意事項

各種資格試験への対応を配慮していますが、事例分析能力の向上を目指していますので、法的感覚を磨くことを目標とする学生諸君の参加を希望します。

授業では教科書の重要な箇所について適宜言及します。定期試験は重要箇所をチェックした教科書と板書内容を記載したノートで十分対応できるよう配慮していますので、その点に留意して授業に臨んで頂きたいと思います。

7. 授業内容

- 【第1回】 ガイダンス
(授業の進め方、民法の事例問題への対応、定期試験等について説明します)
- 【第2回】 物権的請求権
(所有権に基づく請求権とその相手方～行為請求権説に対する批判)
- 【第3回】 物と添付
(賃借人の費用によって賃借物に物を附属させた場合の法律関係～賃借人が建物を増築した場合の法律関係)
- 【第4回】 所有権の移転時期
(他人物売買と民法116条の類推適用～所有権移転時期に関する一般理論)
- 【第5回】 取消しと登記①
(法律行為の取消しと物権変動～所有権に基づく妨害排除請求としての登記請求)
- 【第6回】 取消しと登記②
(詐欺取消しと第三者)
- 【第7回】 民法177条の第三者の範囲
(第三者無制限説vs第三者制限説～第三者の客観的要件と主観的態様～背信的悪意者排除説の確立～背信的悪意者の認定基準)
- 【第8回】 即時取得①
(即時取得制度の意義)
- 【第9回】 即時取得②
(占有取得の形態と即時取得の成否)
- 【第10回】 共有物の管理
(共有物の管理～共同相続人の明渡請求～共同相続人の「占有」・「使用収益」～明渡し認められる場合)
- 【第11回】 留置権の成立および効力
(留置権の意義～留置権の成立要件～被担保債権と物との牽連関係～不法行為によって占有が始まった場合)
- 【第12回】 抵当権の効力の及ぶ範囲
(抵当権の効力は石灯籠に及ぶか～石灯籠につき物権的請求権を行使することができるか)
- 【第13回】 抵当権に基づく明渡請求
(価値権としての抵当権～不法占有者の排除～権原占有者の排除～抵当権に基づく妨害排除)
- 【第14回】 総復習①
- 【第15回】 総復習②